

「小丸山緑地みんなの森」愛護委員会会則

「小丸山みんなの森」＜略称－「みんなの森」＞

(組織)

第1条 この会の名称は、「小丸山緑地みんなの森」愛護委員会と称し、一宮・辛川市場・今岡・一宮山崎・緑ヶ丘・新今岡・今岡弥生町の各町内会会員と緑の森を愛する人をもって組織する。

(設置)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、小丸山の緑の美しい森を守り育てるために、市と連絡協調のもと植栽並びに維持管理を行い、自然との共生を図りながら地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次ぎの事業を行う。

- (1) みんなの森の植栽・樹木の管理・下草刈り・除草に関すること。
- (2) みんなの森利用、愛護についての指導、啓発及び連絡調整に関すること。
- (3) その他みんなの森管理に関し必要と認められること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 委員 若干名

2 会長は辛川市場町内会長が務めることとし、その他の役員は互選により選任する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

役員に欠員を生じたときの補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 この会に顧問を置くことができる。

(職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会の事務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の庶務及び会計を担当する。なお、市公園緑地関係部署へ年度末に事業内容を報告する。

(会議)

第7条 この会を運営するため毎年1回定期総会を開き、次の事項を協議する。なお、必要ある場合は2分の1以上の役員動議により、臨時総会を開くことができる。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算案
- (3) 役員選出
- (4) 規約の変更、その他

2 会長は、会の運営にあたり、必要に応じて役員会を開くことができる。

(議決)

第8条 総会は役員2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第9条 この会の会計は、次の収入により運営する。

- (1) 会費
- (2) 補助金及び助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附則 この会則は、平成13年11月3日から適用する。

平成28年5月13日一部改正